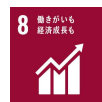


令和7年度 若狭町

スタートアップ 支援補助金

補助額最大
800万円



スモールスタートから新事業展開の投資まで、創業・新規事業に係る費用の一部を補助します。

■補助対象者

若狭町内における創業者（5年以内）、または新事業を行う町内事業者

■対象事業

次のいずれにも該当する事業

- ①町の魅力向上に資する事業内容であること
- ②社会変化に対応し、次代を見据えた事業内容であること
- ③事業の実現性が高く、持続可能な運営体制であること
- ④地域金融機関等による融資などを活用する事業であること

■補助対象経費・補助額等

対象経費（詳細裏面参照）

- ①事業拠点開設にかかる経費
- ②商品開発事業にかかる経費
- ③販路開拓事業にかかる経費

■応募書類

- ①事業計画書
- ②申請事業者を確認できる書類（定款等）
- ③その他事業を説明する資

■申請手続き

応募いただいた事業については、審査（外部含）の上、採用が決定した事業について 交付申請ができます。

■提出先・提出方法

提出先：若狭町役場 観光まちづくり課

提出方法：電子データで提出 kanmachi@town.fukui-wakasa.lg.jp

■スケジュール

随時	応募書類審査
10月	1次募集締め切り、2次審査
12月	1次審査の結果を受け、2次募集締め切り



詳細・様式は若狭町HPをご確認下さい

■補助上限額・補助率

補助上限額		補助率
融資見込額/補助見込額		50%
1.0以上	800万円	
0.5以上1.0未満	500万円	
0.5未満	200万円	

■補助対象経費

経費区分	内容
事業拠点開設	創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費、店舗等借入費、事務所等改装費、事業開始に必要な機械器具等の購入・改良・借用・修繕に要する経費、その他必要と認められる経費
商品開発事業	従業員旅費、専門家謝金、専門家旅費、資材購入費、外注加工費、試作用機械器具等購入費、機械改造費、借損料、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費、産業財産権等取得費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、その他必要と認められる経費
販路開拓事業	従業員旅費、専門家謝金、専門家旅費、販路開拓用機械器具等購入費、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、借損料、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費、資料購入費、広告宣伝費、ホームページ作成費、印刷製本費、通信運搬費、その他必要と認められる経費

■補助対象にならない経費

- ・水道光熱費、飲食費、接待費、交際費、遊興、娯楽に要する費用
- ・販売する商品の原材料費など直接売上や利益につながる費用
- ・公租公課、団体等の会費、加盟料、手数料
- ・不動産の購入費、事務所や店舗等に係る保証料
- ・役員報酬、社員給与等人件費
- ・創業する事業に関連性が認められないと判断される費用
- ・その他、公的資金の用途として社会通念上、不適切と判断する経費
(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条により定める営業内容等)